

# コロナ禍における「人手不足」

## — 農業分野の外国人受入れに注目して —

主事研究員 石田一喜

新型コロナウイルスの感染拡大により、技能実習生等の来日スケジュールが混乱した結果、農業では「人手不足」が問題となっている。ここでは、農業分野の外国人の受入れについて、「コロナ禍」以前の状況と直近の状況を踏まえつつ、今後の「WITH(ウィズ)コロナ時代」における留意点等をまとめたい。

### 1 コロナ禍以前の状況

近年、農業でも、雇用を通じた労働力確保への関心が高まっている。ただし、農業と他産業との賃金格差や産業間の人材獲得競争などの影響から、ニーズの高まりほど、雇用人数は増加していない。むしろ、既存のパート等で高齢化が進み、離職するケースが増えているため、2016年をピークに常雇人数は減少に転じている。

この間、農業分野で存在感を増しているのが外国人技能実習生である。13年から年4千人増えた結果、17年以降は、常雇人数の1割強を占めるほどになっている。

また19年4月からは、新たな在留資格である特定技能を通じて、農業分野でも外国人労働者の雇用が可能となった。新しい「食料・農業・農村基本計画」(20年3月閣議決定)は、生産現場の人手不足対策の取組みを列記した後、「取組を進めてもなお不足する人材を確保するため、特定技能制度による農業現場での外国人材の円滑な受入れ」を重視する方針を示し、特定技能外国人に対して、いわば最後の「砦」的な役割を期待している。それほど、コロナ禍以前には、農業に従事する外国人は

欠かせない存在となっていた。

### 2 コロナ禍における農業労働力不足

こうしたなか、新型コロナウイルスの感染拡大により外国人の入国が突如不可となり、ちょうど春に外国人を受入予定だった農業者が多い地域で「人手不足」が顕在化した。

技能実習生の場合、監理団体への相談から実際の農業者の受入れまでには、現地面接および雇用契約の締結、技能実習計画の認定申請、在留資格認定証明書の交付申請、査証(ビザ)の申請等を経て入国し、入国後1~2か月は講習を受ける必要がある。これらの手続き等には、最低でも半年を要し、実習計画の申請は、遅くとも入国4か月前に行うべきとされている。ここで逆算すると、3~4月の来日予定者については、日本国内での手続き(実習計画、在留資格認定証明書の申請)は完了していた可能性が高く、外国人の母国での手続きの遅れや査証効力の停止、日本への入国制限等によって、受入れが実現しなかったケースが多かったと考えられる。

ちなみに特定技能外国人については、現状まだ人数が少ないこともあり、技能実習生と比べて影響は限定的であった。しかし、来日が不可という状況は同じであり、施行2年目の20年度、雇用拡大を目指していた農業者等は「出鼻をくじかれた」との印象を抱いている。

### 3 「代替人材」の確保

突如、労働力確保が必要となった農業者では、地域にいる人を「代替人材」として受け入

れることを進めている。当初は市町村やJAの職員の援農が先行したが、徐々にコロナ禍で就労に影響を受けた宿泊業や飲食業の従業員が働く事例が目立っている。農業者と求職者のニーズの調整は、主に市町村やJAが個々に行っているが、より広い範囲でのマッチングを実現するため、県内全域を対象とするワンストップ窓口を設置する事例もみられる。また、多くの民間事業者が、農業に特化したマッチングサービス・アプリ等の運用を開始し、農業で働くルートの多様化が急速に進んでいる。

なお、5月下旬に実施が決まった「農業労働力確保緊急支援事業」は、代替人材の確保を支援する内容である。代替人材確保に係る「掛かり増し経費」のほか、農作業に不慣れな者に対する研修費用や援農を行った機関の経費など助成対象も広く、多くの農業者等の申請が見込まれる。この点、行政やJA等による申請支援への期待も大きい。

#### 4 「WITHコロナ時代」の留意点

20年5月25日には、緊急事態宣言が全国で解除となり、宿泊施設や飲食店も営業を再開している。依然として、技能実習生等の来日はできていないが、一部の国を対象に入国制限の緩和も検討され始めている。

とはいえ、世界全体ではいまだ感染者数が増加し、日本での感染再拡大が引き続き懸念されている。当面は、新型コロナウイルスと共に生きる「WITHコロナ時代」を意識すべきという声も多く、農作業、ひいては農業分野での外国人の受入れでも、以下3つの留意

点が考えられる。

第一は、感染予防対策である。農業は、職場の「三密」（密閉・密集・密接）リスクが低いと考えられているが、選果場や加工施設などを含めれば、そうとも言い切れない。技能実習生についていえば、共同生活する寄宿舎等での対策も見落としてはならない。事実、アメリカでは食肉加工施設、シンガポールでは外国人労働者の寮が「ホットスポット」となり、それぞれ社会問題に発展している。

第二は、感染者が生じた際の対応策である。事前検討すべき内容は、農林水産省がガイドライン<sup>(注1)</sup>にまとめているが、外国人に関しては、医療機関の利用や「自宅療養」の在り方などを追加的に検討する必要がある。

第三は、外国人の来日直後の対応である。特に技能実習生の場合、入国後1～2か月の研修が必須だが、これまでの集合研修では感染拡大のリスクがある。オンラインでの講習開催も視野に入れるべきであろう。

以上、留意点をのべてきたが、外国人受入れに関する「WITHコロナ時代」の最大の特徴は、突如外国人が来日できず、人手不足に陥るリスクが高まったことにある。それゆえ、いま地域にいる人に農業で働いてもらう意義が一層高まったといえる。他産業との連携やマッチングの強化、働き方改革の推進、20年6月からの特定地域づくり事業協同組合制度の活用等に加え、田園回帰の受け皿づくりなどが、より積極的に取り組まれるべきであろう。もちろん、省力化に向けたスマート農業の導入や出荷規格の見直し等を含むBPR(ビジネスプロセス・リエンジニアリング)の検討も欠かすことはできない。

いずれにしても、コロナ禍以前にみられた、外国人労働力に依存する方向性には見直しが必要であろう。<sup>(注2)</sup>

(いしだ かずき)

(注1)農林水産省ウェブサイト「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン」参照。

(注2)この点は、別途、農中総研WEBレポート「コロナ禍における人手不足の背景と対応」に執筆した。